

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県温泉法施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
○県統計調査の実施及び告示の廃止 (統計分析課)	16
○保安林の指定の予定 (治山林道課)	16
◎田ノ浦漁港製氷貯氷施設の指定管理者 の指定 (漁港漁場課)	16
○道路の区域変更 (3件) (道 路 課)	16
○道路の供用開始 (2件) (")	17
落札公告	
○落札者等の公告 (総務事務セ ンター)	17

 規 則

高知県温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月25日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第37号

高知県温泉法施行細則の一部を改正する規則

高知県温泉法施行細則（昭和41年高知県規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規則は、温泉法（昭和23年法律第125号。以下「法」という。）を施行するため、法及び高知県温泉法施行条例（平成12年高知県条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し、法、温泉法施行令（昭和59年政令第25号）及び温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号。以下「省令」という。）並びに条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条中「温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号。以下「省令」という。）及び条例」を「省令、条例又はこの規則」に、「所管する」を「管轄する」に改め、同条ただし書中「当該」を削る。

第3条の見出しを「（温泉の利用状況等の報告）」に改める。

第4条の見出し中「届出」を「届出事項」に改める。

第5条中「、届出」を「、当該届出」に改める。

第6条第5号中「掘削」を「掘削等」に改め、同条第12号中「又は別記第13号様式」を「、別記第13号様式又は別記第14号様式」に改め、同条第13号中「別記第14号様式」を「別記第15号様式」に改め、同条第14号中「別記第15号様式」を「別記第16号様式」に改め、同条第15号中「別記第16号様式」を「別記第17号様式」に改め、同条第16号中「別記第17号様式」を「別記第18号様式」に改め、同条第17号中「別記第18号様式」を「別記第19号様式」に改め、同条第18号中「別記第19号様式」を「別記第20号様式」に改め、同条第19号中「別記第20号様式」を「別記第21号様式」に改め、同条第20号中「別記第21号様式」を「別記第22号様式」に改め、同条第21号中「別記第22号様式」を「別記第23号様式」に改め、同条第22号中「別記第23号様式」を「別記第24号様式」に改め、同条第23号中「利用状況」を「利用状況等」に、「別記第24号様式」を「別記第25号様式」に改め、同条第24号中「別記第25号様式」を「別記第26号様式」に改め、同条第25号中「別記第26号様式」を「別記第27号様式」に改め、同条第26号中「別記第27号様式」を「別記第28号様式」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 郵便番号
住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の職・氏名)
電話番号

土地の掘削許可申請書

温泉法第3条第1項の規定により温泉を湧出させる目的で土地を掘削する許可を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 土地の掘削に係る温泉の利用の目的
- 2 掘削しようとする土地の所在、地番及び地目並びにその付近の状況
- 3 湧出路の口径、深さその他土地の掘削の工事の施行方法
- 4 主要な設備の構造及び能力
- 5 土地の掘削の工事の着手及び完了の予定年月日

注 次に掲げる書類を添えてください。

- 1 申請者が法人の場合は、定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書
- 2 土地の掘削をしようとする地点を明示した図面（縮尺5,000分の1の地図）及びその付近の見取図（縮尺25,000分の1の地図）
- 3 設備の配置図及び主要な設備の構造図
- 4 土地の掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに土地の掘削の方法が温泉法施行規則第1条の2各号に掲げる基準に適合することを証する書面
- 5 温泉法施行規則第1条の2第10号に規定する掘削時災害防止規程
- 6 申請に係る土地の掘削が温泉法第4条第1項第1号から第3号までに該当するかどうかを審査するために知事が必要があると認める書類
- 7 申請者が温泉法第3条第2項に規定する権利を有することを証する書類
- 8 申請者が温泉法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書面
- 9 掘削孔仕上げ断面図（掘削口径、深度、ケーシングプログラム等土地の掘削の工事の施行方法を図示した断面図）
- 10 土地の掘削に係る温泉の利用の目的を具体的に記載した利用計画書

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 郵便番号
住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の職・氏名)
電話番号

許可有効期間更新申請書

許可を受けた土地の掘削、増掘又は動力の装置の工事が当該許可の有効期間内に完了しないと見込まれますので、温泉法第5条第2項又は同法第11条第2項若しくは第3項において読み替えて準用する同法第5条第2項の規定に基づく当該許可の有効期間の更新について、下記のとおり申請します。

記

- 1 土地の掘削、増掘又は動力の装置の許可の別
- 2 土地の掘削、増掘又は動力の装置の許可を受けた年月日
- 3 許可を受けた土地の掘削、増掘又は動力の装置の工事に係る土地の所在、地番及び地目
- 4 土地の掘削、増掘又は動力の装置の許可の有効期間の更新を必要とする理由

注 許可の有効期間の更新は、1回に限り、2年を限度として行うことができます。

第3号様式 (第6条関係)

年 月 日

高知県知事 様

申請者(承継者) 郵便番号
主たる事務所の所在地
名称
代表者の職・氏名
電話番号

土地の掘削等許可承継法人合併等承認申請書

温泉法第6条第1項又は同法第11条第2項若しくは第3項において読み替えて準用する同法第6条第1項の規定により土地の掘削、増掘又は動力の装置の許可を受けた者の地位を承継する法人の合併又は分割について承認を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 合併により消滅する法人又は分割前の法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名
- 2 土地の掘削、増掘又は動力の装置の許可の別
- 3 土地の掘削、増掘又は動力の装置の許可を受けた年月日
- 4 許可を受けた土地の掘削、増掘又は動力の装置の工事に係る土地の所在、地番及び地目
- 5 合併又は分割の予定年月日

注 次に掲げる書類を添えてください。

- 1 合併後存続する法人の定款若しくは寄附行為の写し若しくは登記事項証明書若しくは合併により設立される法人の定款若しくは寄附行為の写し又は分割により土地の掘削、増掘若しくは動力の装置の事業の全部を承継する法人の定款若しくは寄附行為の写し
- 2 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 3 申請者(承継者)が温泉法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書面

第4号様式 (第6条関係)

年 月 日

高知県知事 様

申請者(承継者) 郵便番号
住所
氏名
被相続人との続柄
電話番号

土地の掘削等許可承継相続承認申請書

温泉法第7条第1項又は同法第11条第2項若しくは第3項において読み替えて準用する同法第7条第1項の規定により土地の掘削、増掘又は動力の装置の許可を受けた者の地位を承継する相続について承認を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 被相続人の住所及び氏名
- 2 土地の掘削、増掘又は動力の装置の許可の別
- 3 土地の掘削、増掘又は動力の装置の許可を受けた年月日
- 4 許可を受けた土地の掘削、増掘又は動力の装置の工事に係る土地の所在、地番及び地目
- 5 相続開始年月日

注 1 次に掲げる書類を添えてください。

- (1) 戸籍謄本
 - (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により許可を受けた土地の掘削、増掘又は動力の装置の事業を承継すべき相続人として選定されたときは、その全員の同意書
 - (3) 申請者(承継者)が温泉法第4条第1項第4号又は第5号に該当しない者であることを誓約する書面
- 2 被相続人の死亡後60日以内に申請してください。

第5号様式 (第6条関係)

年 月 日

高知県知事 様

申請者 郵便番号
住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称)
(及び代表者の職・氏名)
電話番号

土地の掘削等施設等変更許可申請書

温泉法第7条の2第1項又は同法第11条第2項において読み替えて準用する同法第7条の2第1項の規定により土地の掘削又は増掘のための施設等の変更の許可を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 土地の掘削又は増掘の許可の別
- 2 土地の掘削又は増掘の許可を受けた年月日
- 3 許可を受けた土地の掘削又は増掘の工事に係る土地の所在、地番及び地目
- 4 変更の内容
- 5 変更の理由
- 6 変更後の土地の掘削又は増掘の工事の着手及び完了の予定年月日

注 次に掲げる書類を添えてください。

- 1 変更に係る設備の配置図及び変更に係る主要な設備の構造図
- 2 変更後の土地の掘削又は増掘のための施設の位置、構造及び設備並びに当該土地の掘削又は増掘の方法が温泉法施行規則第1条の2各号に掲げる基準に適合することを証する書面
- 3 温泉法施行規則第1条の2第10号の規定により作成した土地の掘削又は増掘に係る可燃性天然ガスによる災害の防止に関する規程の変更を伴う場合は、変更後の当該規程
- 4 申請に係る変更後の土地の掘削又は増掘が温泉法第4条第1項第2号に該当するかどうかを審査するために知事が必要であると認める書類

第6号様式 (第6条関係)

年 月 日

高知県知事 様

届出者 郵便番号
住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称)
(及び代表者の職・氏名)
電話番号

土地の掘削等工事完了等届出書

許可を受けた土地の掘削、増掘又は動力の装置の工事を完了し、又は廃止しましたので、温泉法第8条第1項又は同法第11条第2項若しくは第3項において読み替えて準用する同法第8条第1項の規定により下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 土地の掘削、増掘又は動力の装置の許可の別
 - 2 土地の掘削、増掘又は動力の装置の許可を受けた年月日
 - 3 許可を受けた土地の掘削、増掘又は動力の装置の工事に係る土地の所在、地番及び地目
 - 4 土地の掘削、増掘又は動力の装置の工事の完了又は廃止の年月日
 - 5 土地の掘削の工事により温泉が湧出した場合は、その旨
 - 6 土地の掘削、増掘又は動力の装置の工事の完了時の状況（工事の完了の場合に記入してください。）
- | 掘削 | | | 動力 | | | |
|-----|----|----|----|----|-------|---|
| 深度 | 口径 | | 出力 | | 揚湯能力 | |
| 0 ～ | m | mm | kw | 馬力 | 1分当たり | ℓ |
| ～ | m | mm | | | | |
| ～ | m | mm | | | | |
- 7 土地の掘削、増掘又は動力の装置の工事の廃止の理由（工事の廃止の場合に記入してください。）

注 次に掲げる書類を添えてください。

- 1 温泉法施行規則第1条の2第9号に規定する記録
- 2 土地の掘削、増掘又は動力の装置の工事を完了した場合は、仕上げ断面図
- 3 温泉が湧出した場合は、温泉の成分の登録分析機関が発行した温泉の成分の分析検査成績書の写し

第7号様式（第6条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 郵便番号
住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称)
及び代表者の職・氏名
電話番号

増掘等許可申請書

温泉法第11条第1項の規定により温泉の湧出路の増掘又は温泉の湧出量を増加させるための動力の装置の許可を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 増掘又は動力の装置の目的
- 2 増掘又は動力の装置をしようとする場所及びその付近の状況
- 3 温泉の湧出量、温度及び成分並びに湧出路の口径及び深さ
- 4 増掘後の湧出路の口径、深さその他増掘の工事の施行方法又は動力の装置の種類、出力その他動力の装置の詳細
- 5 主要な設備の構造及び能力（増掘の場合に記入してください。）
- 6 増掘又は動力の装置の工事の着手及び完了の予定年月日

注 次に掲げる書類を添えてください。

- 1 申請者が法人の場合は、定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書
- 2 増掘又は動力の装置をしようとする地点を明示した図面（縮尺5,000分の1の地図）及びその付近の見取図（縮尺25,000分の1の地図）
- 3 増掘の場合は、設備の配置図及び主要な設備の構造図、増掘のための施設の位置、構造及び設備並びに増掘の方法が温泉法施行規則第1条の2各号に掲げる基準に適合することを証する書面並びに同条第10号の規定により作成した増掘に係る可燃性天然ガスによる災害の防止に関する規程
- 4 申請に係る増掘又は動力の装置が温泉法第11条第2項において読み替えて準用する同法第4条第1項第1号から第3号まで又は同法第11条第3項において読み替えて準用する同法第4条第1項第1号若しくは第3号に該当するかどうかを審査するために知事が必要であると認める書類
- 5 申請者が温泉法第11条第2項又は第3項において準用する同法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書面
- 6 増掘又は動力の装置に係る仕上げ断面図
- 7 揚湯試験の実施結果を記載した書類
- 8 増掘又は動力の装置に係る温泉の利用の目的を具体的に記載した利用計画書
- 9 増掘又は動力の装置をしようとする土地の掘削許可証の写し
- 10 温泉の成分の登録分析機関が発行した温泉の成分の分析検査成績書の写し

第8号様式（第6条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 郵便番号
住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称)
及び代表者の職・氏名
電話番号

温泉の採取許可申請書

温泉法第14条の2第1項の規定により温泉の採取の許可を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 温泉の採取を行おうとする場所
- 2 温泉の採取の開始予定年月日

注 次に掲げる書類を添えてください。

- 1 申請者が法人の場合は、定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書
- 2 設備の配置図及び主要な設備の構造図
- 3 温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに採取の方法が温泉法施行規則第6条の3第1項各号又は第3項各号に掲げる基準に適合することを証する書面
- 4 設備の設置の状況を現した写真
- 5 次に掲げるメタンの濃度及び量の測定の結果
 - (1) 温泉法施行規則第6条の3第1項第1号の規定による測定の結果
 - (2) 温泉法施行規則第6条の3第1項第2号ハに規定するガス排出口が同項第3号イ又はロに掲げる場所にある場合は、同号の規定による測定の結果
 - (3) 温泉の採取に伴い発生するメタンの量の測定の結果（温泉法施行規則第6条の3第1項第2号に規定する可燃性天然ガス発生設備の構造上等の理由によりメタンの量を測定することが困難な場合を除きます。）
- 6 温泉法施行規則第6条の3第1項第10号に規定する採取時災害防止規程
- 7 申請に係る温泉の採取が温泉法第14条の2第2項第1号に該当するかどうかを審査するために知事が必要であると認める書類
- 8 申請者が温泉法第14条の2第2項第2号から第4号までに該当しない者であることを誓約する書面

第9号様式（第6条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者（承継者） 郵便番号
主たる事務所の所在地
名称
代表者の職・氏名
電話番号

温泉の採取許可承継法人合併等承認申請書

温泉法第14条の3第1項の規定により温泉の採取の許可を受けた者の地位を承継する法人の合併又は分割について承認を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 合併により消滅する法人又は分割前の法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名
- 2 温泉の採取の許可を受けた年月日
- 3 許可を受けた温泉の採取の場所
- 4 合併又は分割の予定年月日

注 次に掲げる書類を添えてください。

- 1 合併後存続する法人の定款若しくは寄附行為の写し若しくは登記事項証明書若しくは合併により設立される法人の定款若しくは寄附行為の写し又は分割により温泉の採取の事業の全部を承継する法人の定款若しくは寄附行為の写し
- 2 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 3 申請者（承継者）が温泉法第14条の2第2項第2号から第4号までに該当しない者であることを誓約する書面

第10号様式（第6条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者（承継者） 郵便番号
住所
氏名
被相続人との続柄
電話番号

温泉の採取許可承継相続承認申請書

温泉法第14条の4第1項の規定により温泉の採取の許可を受けた者の地位を承継する相続について承認を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 被相続人の住所及び氏名
- 2 温泉の採取の許可を受けた年月日
- 3 許可を受けた温泉の採取の場所
- 4 相続開始年月日

注 1 次に掲げる書類を添えてください。

- (1) 戸籍謄本
 - (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により許可を受けた温泉の採取の事業を承継すべき相続人として選定されたときは、その全員の同意書
 - (3) 申請者（承継者）が温泉法第14条の2第2項第2号又は第3号に該当しない者であることを誓約する書面
- 2 被相続人の死亡後60日以内に申請してください。

第11号様式（第6条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 郵便番号
住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称)
及び代表者の職・氏名
電話番号

可燃性天然ガス濃度確認申請書

温泉法第14条の5第1項の規定により温泉の採取を行おうとする場所における可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 温泉の採取を行おうとする場所
- 2 温泉の採取の開始予定年月日
- 3 メタンの濃度の測定を行った場所、年月日及び方法
- 4 メタンの濃度の測定の結果
- 5 メタンの濃度の測定を行った者の住所及び氏名（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）

注 次に掲げる書類を添えてください。

- 1 申請者が法人の場合は、定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書
- 2 温泉の採取を行おうとする場所の状況を現した写真
- 3 メタンの濃度の測定の実施状況を現した写真
- 4 申請に係る温泉の採取を行おうとする場所におけるメタンの濃度が災害の防止のための措置を必要としない基準を超えるかどうかを審査するために知事が必要があると認める書類

第12号様式（第6条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者（承継者） 郵便番号
住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称)
及び代表者の職・氏名
電話番号

可燃性天然ガス濃度確認譲渡承継届出書

温泉法第14条の5第1項の規定により可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けた温泉の採取の事業の全部を譲り受け、同法第14条の6第1項の規定により当該確認を受けた者の地位を承継しましたので、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けた者の住所及び氏名（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）
- 2 可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けた年月日
- 3 可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けた温泉の採取の場所
- 4 地位を承継した年月日

注 次に掲げる書類を添えてください。

- 1 届出者が法人の場合は、定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書
- 2 事業の譲渡に関する契約書の写し

第13号様式（第6条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者（承継者） 郵便番号
住所
氏名
被相続人との続柄
電話番号

可燃性天然ガス濃度確認相続承継届出書

温泉法第14条の5第1項の規定により可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けた温泉の採取の事業の全部を相続し、同法第14条の6第1項の規定により当該確認を受けた者の地位を承継しましたので、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けた者（被相続人）の住所及び氏名
- 2 可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けた年月日
- 3 可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けた温泉の採取の場所
- 4 地位を承継した年月日

注 次に掲げる書類を添えてください。

- 1 戸籍謄本
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けた温泉の採取の事業を承継すべき相続人として選定されたときは、その全員の同意書

第14号様式（第6条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者（承継者） 郵便番号
主たる事務所の所在地
名称
代表者の職・氏名
電話番号

可燃性天然ガス濃度確認合併等法人承継届出書

温泉法第14条の5第1項の規定により可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けた温泉の採取の事業の全部を法人の合併又は分割により承継し、同法第14条の6第1項の規定により当該確認を受けた者の地位を承継しましたので、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けた法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名
- 2 可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けた年月日
- 3 可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けた温泉の採取の場所
- 4 地位を承継した年月日

注 次に掲げる書類を添えてください。

- 1 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により温泉の採取の事業の全部を承継した法人の定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書
- 2 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

第15号様式（第6条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 郵便番号
住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称)
及び代表者の職・氏名
電話番号

温泉の採取施設等変更許可申請書

温泉法第14条の7第1項の規定により温泉の採取のための施設等の変更の許可を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 温泉の採取の許可を受けた年月日
- 2 許可を受けた温泉の採取の場所
- 3 変更の内容
- 4 変更の理由
- 5 変更後の工事の着手及び完了の予定年月日

注 次に掲げる書類を添えてください。

- 1 変更に係る設備の配置図及び変更に係る主要な設備の構造図
- 2 変更後の温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに当該採取の方法が温泉法施行規則第6条の3第1項各号又は第3項各号に掲げる基準に適合することを証する書面
- 3 変更に係る設備の変更前の状況を現した写真
- 4 温泉法施行規則第6条の3第1項第10号に規定する採取時災害防止規程の変更を伴う場合は、変更後の当該採取時災害防止規程
- 5 申請に係る変更後の温泉の採取が温泉法第14条の2第2項第1号に該当するかどうかを審査するために知事が必要であると認める書類

第16号様式（第6条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 郵便番号
住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称)
及び代表者の職・氏名
電話番号

温泉の採取事業廃止届出書

温泉の採取の許可又は可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けた温泉の採取の事業を廃止しましたので、温泉法第14条の8第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 温泉の採取の許可又は可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けた年月日
- 2 温泉の採取の許可又は可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けた温泉の採取の場所
- 3 温泉の採取の事業の廃止年月日
- 4 温泉の湧出路の埋戻しの状況（温泉の採取の許可を受けている場合に記入してください。）

注 温泉の採取の許可を受けている場合は、次に掲げる書類を添えてください。

- 1 温泉の湧出路の埋戻しの状況を表示した図面
- 2 温泉の湧出路の埋戻しの状況を現した写真

第17号様式（第6条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 郵便番号
住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称)
及び代表者の職・氏名
電話番号

温泉の利用許可申請書

温泉法第15条第1項の規定により温泉の利用の許可を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 浴用又は飲用の別
- 2 利用の許可を受けようとする温泉の湧出地
- 3 温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする施設の場所及び名称
- 4 利用の許可を受けようとする温泉の温度並びに当該温泉の成分並びにその分析及び検査を行った登録分析機関の名称及び登録番号

注 次に掲げる書類を添えてください。

- 1 申請者が法人の場合は、定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書
- 2 温泉を公共の飲用に供しようとする場合は、当該温泉に含まれる一般細菌及び大腸菌群の数並びに有機物の量に関する検査の結果を記載した書類
- 3 温泉の成分が衛生上有害であるかどうかを審査するために知事が必要であると認める書類
- 4 申請者が温泉法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面
- 5 温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場所を明示した温泉利用施設の平面図
- 6 温泉の湧出地から温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場所までの配管等を明示した図面
- 7 温泉の成分の登録分析機関が発行した利用の許可を受けようとする温泉の成分の分析検査成績書の写し
- 8 利用の許可を受けようとする温泉の所有権を証する書類又は当該温泉の所有者との契約書
- 9 温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業の譲受けに伴い許可を受けようとする場合は、当該事業の譲渡に関する契約書又は当該温泉の所有権を証する書類及び当該事業の譲渡前の当該温泉の利用の許可を受けた者に係る温泉の利用事業廃止届出書（別記第28号様式）（当該許可に係る許可証を含みます。）

第18号様式（第6条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者（承継者） 郵便番号
主たる事務所の所在地
名称
代表者の職・氏名
電話番号

温泉の利用許可承継法人合併等承認申請書

温泉法第16条第1項の規定により温泉の利用の許可を受けた者の地位を承継する法人の合併又は分割について承認を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 合併により消滅する法人又は分割前の法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名
- 2 温泉の利用の許可を受けた年月日
- 3 温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする施設の場所及び名称
- 4 合併又は分割の予定年月日

注 次に掲げる書類を添えてください。

- 1 合併後存続する法人の定款若しくは寄附行為の写し若しくは登記事項証明書若しくは合併により設立される法人の定款若しくは寄附行為の写し又は分割により温泉を公共の浴用若しくは飲用に供する事業の全部を承継する法人の定款若しくは寄附行為の写し
- 2 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 3 申請者（承継者）が温泉法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面

第19号様式（第6条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者（承継者） 郵便番号
住所
氏名
被相続人との続柄
電話番号

温泉の利用許可承継相続承認申請書

温泉法第17条第1項の規定により温泉の利用の許可を受けた者の地位を承継する相続について承認を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 被相続人の住所及び氏名
- 2 温泉の利用の許可を受けた年月日
- 3 温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする施設の場所及び名称
- 4 相続開始年月日

注 1 次に掲げる書類を添えてください。

- (1) 戸籍謄本
 - (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により許可を受けた温泉の公共の浴用又は飲用に供する事業を承継すべき相続人として選定されたときは、その全員の同意書
 - (3) 申請者（承継者）が温泉法第15条第2項第1号又は第2号に該当しない者であることを誓約する書面
- 2 被相続人の死亡後60日以内に申請してください。

第20号様式（第6条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 郵便番号
住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称)
及び代表者の職・氏名
電話番号

温泉の成分等揭示届出書

温泉を公共の浴用又は飲用に供するため温泉の成分等を揭示しますので、温泉法第18条第4項の規定により下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設の場所及び名称
- 2 源泉名
- 3 温泉の泉質
- 4 源泉及び温泉を公共の浴用又は飲用に供する場所における温泉の温度
- 5 温泉の成分
- 6 温泉の成分の分析年月日
- 7 登録分析機関の名称及び登録番号
- 8 浴用又は飲用の禁忌症
- 9 浴用又は飲用の方法及び注意
- 10 温泉に水を加えて公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由
- 11 温泉を加温して公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由
- 12 温泉を循環させて公共の浴用に供する場合は、その旨（ろ過を実施している場合は、その旨を含みます。）及びその理由
- 13 温泉に入浴剤（着色し、着香し、又は入浴の効果を高める目的で加える物質をいいます。ただし、入浴する者が容易に判別することができるものを除きます。）を加えて公共の浴用に供する場合は、当該入浴剤の名称及びその理由
- 14 温泉を消毒して公共の浴用に供する場合は、当該消毒の方法及びその理由
- 15 揭示予定年月日

注 温泉の成分の登録分析機関が発行した温泉の成分の分析検査成績書の写しを添えてください。

第21号様式（第6条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 郵便番号
住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称)
及び代表者の職・氏名
電話番号

温泉の成分等揭示事項変更届出書

温泉を公共の浴用又は飲用に供するための温泉の成分等の揭示の内容を変更しますので、温泉法第18条第4項の規定により下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設の場所及び名称
- 2 源泉名
- 3 温泉の泉質
- 4 源泉及び温泉を公共の浴用又は飲用に供する場所における温泉の温度
- 5 温泉の成分
- 6 温泉の成分の分析年月日
- 7 登録分析機関の名称及び登録番号
- 8 浴用又は飲用の禁忌症
- 9 浴用又は飲用の方法及び注意
- 10 温泉に水を加えて公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由
- 11 温泉を加温して公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由
- 12 温泉を循環させて公共の浴用に供する場合は、その旨（ろ過を実施している場合は、その旨を含みます。）及びその理由
- 13 温泉に入浴剤（着色し、着香し、又は入浴の効果を高める目的で加える物質をいいます。ただし、入浴する者が容易に判別することができるものを除きます。）を加えて公共の浴用に供する場合は、当該入浴剤の名称及びその理由
- 14 温泉を消毒して公共の浴用に供する場合は、当該消毒の方法及びその理由
- 15 上記のうち変更しようとする事項及びその内容
- 16 変更予定年月日
- 17 変更の理由

注 温泉の成分の登録分析機関が発行した温泉の成分の分析検査成績書の写しを添えてください。

第22号様式（第6条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 郵便番号
住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称)
及び代表者の職・氏名
電話番号

温泉成分分析施設登録申請書

温泉法第19条第1項の規定により温泉成分分析を行う施設の登録を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 登録を受けようとする分析施設（温泉成分分析を行う施設をいいます。以下同じ。）の所在地及び名称
- 2 温泉成分分析に使用する器具、機械又は装置の名称及び性能
- 3 分析責任者（温泉成分分析の業務の責任者をいいます。以下同じ。）の氏名
- 4 温泉成分分析の業務に関し分析責任者が有する資格
- 5 分析責任者の温泉成分分析に関する経験及び研究成果の概要
- 6 上記の事項のほか、参考となるべき事項

注 次に掲げる書類を添えてください。

- 1 申請者が個人の場合は、住民票の写し（外国人の場合は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等の記載のあるものに限りません。）
- 2 申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- 3 分析施設の見取図
- 4 温泉成分分析を適正かつ確実に実施するための十分な経理的基礎を有することを証する書類
- 5 申請者が温泉法第19条第4項各号に該当しない者であることを誓約する書面

第23号様式 (第6条関係)

年 月 日

高知県知事 様

届出者 郵便番号
住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称)
及び代表者の職・氏名
電話番号

温泉成分分析施設登録事項変更届出書

温泉成分分析を行う施設について登録事項の変更がありましたので、温泉法第20条の規定により下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 登録分析施設の登録の年月日
- 2 登録分析施設の登録番号
- 3 変更の内容
- 4 変更年月日
- 5 変更の理由

注 変更の内容を確認することができる書類を添えてください。

第24号様式 (第6条関係)

年 月 日

高知県知事 様

届出者 郵便番号
住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称)
及び代表者の職・氏名
電話番号

温泉成分分析業務廃止届出書

温泉成分分析の業務を廃止しましたので、温泉法第21条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 登録分析施設の登録の年月日
- 2 登録分析施設の登録番号
- 3 廃止年月日
- 4 廃止の理由

第25号様式（第6条関係）

年 月 日

高知県知事 様

報告者 郵便番号
住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称)
及び代表者の職・氏名
電話番号

温泉利用状況等報告書（ 年度分）

温泉の利用の許可を受けて温泉を公共の浴用又は飲用に供していますので、高知県温泉法施行細則第3条の規定により温泉の利用状況等について下記のとおり報告します。

記

- 1 温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設の場所及び名称
- 2 源泉名
- 3 源泉数

自噴によるもの	動力の装置によるもの
箇所	箇所

- 4 温泉の湧出量（4月1日現在）

自噴によるもの	動力の装置によるもの
1分当たり リットル	1分当たり リットル

- 5 温泉の温度
- 6 温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設に係る旅館業法（昭和23年法律第188号）に基づく収容定員
- 7 温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設に係る宿泊施設数（客室がある棟数）
- 8 温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設に係る温泉を利用している浴槽数
- 9 温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設に係る最近1年間の利用人員（4月1日から3月31日まで）

宿泊者	温泉のみの利用者
人	人

注 毎年4月20日までに報告してください。

第26号様式（第6条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 郵便番号
住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称)
及び代表者の職・氏名
電話番号

温泉の利用事業廃止届出書

温泉の利用の許可を受けて温泉を公共の浴用又は飲用に供していましたが、当該許可に係る事業を廃止しましたので、高知県温泉法施行条例第2条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 温泉を公共の浴用又は飲用に供していた施設の場所及び名称
- 2 温泉の利用の許可に係る許可証の番号及び年月日
- 3 温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業の廃止年月日
- 4 温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業の廃止の理由

注 温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を廃止した日から10日以内に届け出てください。

第27号様式（第6条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 郵便番号
住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称)
及び代表者の職・氏名
電話番号

温泉の利用許可事項変更届出書

温泉の利用の許可を受けて温泉を公共の浴用又は飲用に供していますが、当該許可を受けた者の住所若しくは氏名又は主たる事務所の所在地、名称若しくは代表者の職名若しくは氏名に変更がありましたので、高知県温泉法施行条例第2条第1項の規定により下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設の場所及び名称
- 2 温泉の利用の許可に係る許可証の番号及び年月日
- 3 変更の内容
- 4 変更年月日
- 5 変更の理由

- 注 1 変更の内容を確認することができる書類を添えてください。
2 変更があった日から10日以内に届け出てください。

第28号様式（第6条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 郵便番号
住所
氏名
電話番号
許可を受けた者との関係

温泉の利用事業廃止届出書

温泉の利用の許可を受けて温泉を公共の浴用又は飲用に供していましたが、当該許可を受けた者の死亡若しくは6月以上の所在不明又は解散に伴い当該許可に係る事業を廃止しましたので、高知県温泉法施行条例第2条第2項の規定により下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 温泉の利用の許可を受けた者の住所及び氏名（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）
- 2 温泉を公共の浴用又は飲用に供していた施設の場所及び名称
- 3 温泉の利用の許可に係る許可証の番号及び年月日
- 4 温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業の廃止年月日
- 5 温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業の廃止の理由

注 1 次に掲げる書類を添えてください。

- (1) 温泉の利用の許可を受けた者が死亡し、又は6月以上所在が不明の場合は、戸籍の謄本又は抄本及び当該温泉の利用の許可に係る許可証
 - (2) 温泉の利用の許可を受けた法人が解散した場合は、登記事項証明書及び当該温泉の利用の許可に係る許可証
- 2 1の(1)の場合は戸籍法（昭和22年法律第224号）第87条の規定による届出義務者が、1の(2)の場合は清算人がそれぞれ届け出てください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の高知県温泉法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県温泉法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

告 示

高知県告示第334号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示し、平成31年4月高知県告示第264号（県統計調査の実施）は廃止する。

令和3年5月25日

高知県知事 濱田 省司

- 1 調査の名称
障害者支援施設入所者及び待機者調査
- 2 調査の目的
障害者支援施設の入所者及び待機者の現状を把握し、障害福祉計画の基礎資料とするため。
- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域
県内全域
 - (2) 単位
施設
 - (3) 属性
指定障害者支援施設及び指定福祉型障害児入所施設
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 障害者支援施設の入所者状況に関する調査票
 - (ア) 入所者の性別及び年齢
 - (イ) 入所者の障害種別及び障害支援区分
 - (ウ) 入所者の障害者手帳の状況
 - (エ) 入所者の入所期間
 - (オ) 入所者の行動障害スコア
 - イ 障害者支援施設の待機者状況に関する調査票
 - (ア) 待機者の支給決定市町村
 - (イ) 待機者の性別、年齢及び受給者証番号
 - (ウ) 待機者の障害種別及び障害支援区分
 - (エ) 待機者の障害者手帳の状況
 - (オ) 待機者の行動障害スコア
 - (カ) 待機者の入所申込年月日及び待機場所
 - ウ 障害児入所施設の入所児童状況に関する調査票
 - (ア) 入所児童の性別及び年齢

- (イ) 入所児童の障害種別
 - (ウ) 入所児童の障害者手帳の状況
 - (エ) 入所児童の入所期間
 - (オ) 入所児童の行動障害スコア
 - エ 障害者支援施設の意向調査
 - (ア) 待機者数の増減について
 - (イ) 待機者の受入基準について
 - (2) その基準となる期日
令和3年7月1日
 - 5 報告を求める者
 - (1) 数
 - ア 指定障害者支援施設
26施設
 - イ 指定福祉型障害児入所施設
3施設
 - (2) 選定方法
県が作成したリストによる全数
 - 6 報告を求めるために用いる方法
 - (1) 調査組織
県が報告者に直接報告を求める。
 - (2) 調査方法
郵送による調査
 - 7 報告を求める期間
 - (1) 調査の周期
不定期
 - (2) 調査の実施期間
令和3年6月21日から同年7月31日まで
- 高知県告示第335号
- 次の森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。
- 令和3年5月25日
- 高知県知事 濱田 省司
- 1 保安林予定森林の所在場所
須崎市上分字檜尾甲1667
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字檜尾甲1667(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び須崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第336号

高知県漁港管理条例（昭和38年高知県条例第17号）第32条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第36条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月25日

高知県知事 濱田 省司

- 1 施設の名称
田ノ浦漁港製氷貯氷施設
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
宿毛市小筑紫町田ノ浦1337番地2
すくも湾漁業協同組合
- 3 指定期間
令和3年7月1日から令和6年3月31日まで

高知県告示第337号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和3年5月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年5月25日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 土佐清水宿毛
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡三原村芳井字 クラ谷山1643番6から 幡多郡三原村芳井字 セキゼ山1654番2まで	前	3.5 }	427
	後	9.3 }	427

高知県告示第338号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和3年5月25日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和3年5月25日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 橋上平田
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
宿毛市橋上町橋上字 大谷2493番1	前	10.7 }	34
		20.8	
	後	13.4 }	34
		23.1	

高知県告示第339号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和3年5月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年5月25日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知安芸自転車道
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡芸西村西分字 拾五代乙59番2から 安芸郡芸西村西分字 休場乙43番2まで	前	6.0 }	45
		13.5	
	後	6.0 }	45
		13.0	

高知県告示第340号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和3年5月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年5月25日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 窪川中土佐
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡中土佐町大野見吉野 1726番1から 高岡郡中土佐町大野見吉野 1728番1まで	273	令和3年5月25日

高知県告示第341号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和3年5月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年5月25日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 橋上平田
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
宿毛市橋上町橋上字大谷 2493番1	34	令和3年5月25日

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和3年5月25日

高知県知事 濱田 省司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
令和3年度総務事務集中化システム運用保守委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県会計管理局総務事務センター 高知市丸ノ内一丁目2

番20号

- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年3月23日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター・四国情報管理センター株式会社・株式会社ソフテック連合体 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額
55,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
政令第11条第1項第1号に該当するため